

相模原市立市民健康文化センターの指定管理者候補団体選考の概要

申請のあった1団体により平成30年10月2日に提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ引き続き開催された相模原市立市民健康文化センター指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行いました。

1 選考委員会の委員の構成

委員長（大学教授）及び委員（民間事業者1名、公認会計士1名、市職員2名）計5名

2 選考理由

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点(得点内容は、3のとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

3 評価基準・評価結果

- (1) 指定管理者候補団体（市民健康文化センター運営共同企業体）の評価基準に基づく評価結果は、次のとおりです。

評価項目		配点	得点
事業計画			
内 訳	管理運営に対する基本方針等	20	19
	施設等の維持管理の計画・内容	50	31
	年間事業計画の理念・内容	40	30
	市民サービス水準の確保及び向上	50	39
	団体独自の発想に基づく提案	40	34
	管理に必要な人員の配置	40	28
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	22
	地域活性化に資する取組	40	30
	小計	320	233
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	19
	組織・人員体制	20	11
	雇用及び労働条件	20	11
	申請団体の事業実績	20	18
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	30
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	12
	公共性への取組	20	16
	法令等の遵守	20	12

	小 計	1 8 0	1 2 9
収支計画・経費的效果			
内 訳	収支計画の妥当性	4 0	2 2
	経費的效果	6 0	3 4
	小 計	1 0 0	5 6
合 計		6 0 0	4 1 8

備考

合計得点における最低基準得点は、300点としました。

(2) 候補団体について、配点の合計(600点)を100点満点に換算した場合の得点は、69.6点(小数点以下1位未満は切捨て)です。